

横浜市立白根小学校いじめ防止基本方針

策定日 平成29年10月31日

改定日 令和5年4月3日

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

• いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

• いじめ防止等に向けての基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

• 委員会の構成員

「学校いじめ防止対策委員会」（以下「対策委員会」という）の構成員は、学校長、副校長、児童支援専任教諭、養護教諭、学年の代表からなる指導部員とする。必要に応じて教務主任や学年主任、特別支援コーディネーターなどの教職員や、心理や福祉等の専門家の参加を求める。

• 委員会の運営

対策委員会を常設し、月1回以上、定期的を開催する。また、いじめの疑いがあった段階で、直ちに対策委員会を開催する。校長等の責任者は、学校として組織的に対策方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

• 委員会の活動内容

対策委員会は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組む中核の役割を担うものである。対策委員会は、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向けて、情報の収集・発信、記録・対応に関する役割分担をすすめる。いじめの疑いがあるときは、担任や一部の教職員で抱えることなく、対策委員会に報告し、いじめの事案に対して対策委員会が中心になって組織的に対応する。重大事態が起こったときは、中心になって調査をする。

3 いじめ防止に向けた方針

【学 校】

- (1) あらゆる教育活動を通じ、誰もが安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- (2) 子どもが主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、子どもが発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。
- (3) いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こり得ることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は、早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導に当たる。
- (4) いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子どもを守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップの下、組織的に取り組む。
- (5) 相談窓口を明示するとともに、児童生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童生徒一人ひとりの状況の把握に努める。
- (6) 教職員一人ひとりがつらい思いをしている児童生徒の気持ちに寄り添い、その思いをしっかりと受け止める力の向上を図る。
- (7) 学校と保護者は児童生徒の成長を支えるパートナーであるという基本認識に立ち、いじめの未然防止に向けた取組を、広く保護者や地域に発信し、連携・協力を図る。

【保護者】

- (1) どの子どもも、いじめを行う側にもいじめを受ける側にもなり得ることを意識し、いじめに負担しないよう指導に努め、また、日頃からいじめ被害など悩みがあった場合は、学校の教職員や保護者等周囲の大人に相談するよう働きかける。
- (2) 子どものいじめを防止するために、学校や地域の人々など子どもを見守っている大人との情報交換に努めるとともに、根絶を目指し互いに補完し合いながら協働して取り組む。
- (3) 学校と保護者は児童生徒の成長を支えるパートナーであるという基本認識に立ち、いじめを発見し、又はいじめの疑いがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関、その他の相談窓口等に連絡する。

4 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

・いじめの未然防止

児童の誰もが安全で、安心して学んだり過ごしたりできる場として、人権教育全体計画及び指導計画、道徳教育全体計画、特別活動全体計画、「豊かな心の育成」推進プラン等をもとに教育活動を進める。スキルタイムを中心に、学びの基礎・基本の定着を図り、児童自らが問題解決できる力を身に着けながら、自己有用感を醸成すると共に、他との違いを認め自尊感情を高められるような授業づくりに努める。縦割り活動の充実を図ったりあいさつ運動に力を入れたりすることで、互いに認め合える学校風土づくりを進める。さらに、「横浜子ども会議」など、児童が自らいじめを自分たちの問題として主体的に話し合う機会を支援するなどしながら、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境作りを行う。また、対策委員会の存在及び活動を児童及び保護者に周知する。

・いじめの早期発見

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめの疑いを持って、いじめを積極的に認知するため、早期発見の取組を行う。具体的には、いじめの定義理解を含む教職員への研修を行うとともに、日常的に児童の様子についての情報の共有化を図り、いじめを見逃さない教職員の見守り体制を構築する。また、児童の生活(YP アセスメント)やいじめに関するアンケート、教育相談を定期的に行い子どもの声を吸い上げられるようにする。さらに、保護者、地域、関係機関と連携し、早期発見に努める。

・いじめに対する措置

いじめの疑いがあった段階で、対策委員会で情報を共有し、対応方針を決定し、協議したことを記録するなど、組織的かつ迅速に対応する。いじめを認知した場合は、被害児童・保護者への心に寄り添った支援や、加害児童・保護者に対する指導・支援を継続的に行う。いじめが犯罪行為にあたりと認められるような場合や、児童の生命や、身体または財産に重大な被害が生じる場合は、直ちに警察に通報すると共に、関係機関、専門機関と連携する。

・いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ① いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること
- ② いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

担任や専科、対策委員会を中心に見守りを続け、被害児童・保護者への心に寄り添った支援や、加害児童・保護者に対する指導・支援を少なくとも3か月継続して行う。その上で、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないことを確認し、いじめ解消とする。

・教職員等への研修

児童の心理や、行為・行動の背後にある子ども同士の人間関係をとらえる教職員の能力を高める実践的な研修（児童理解研修の推進）や、法の確実な運用を行うための研修等を計画的に行う。

・学校運営協議会等の活用

「学校運営協議会」や「ゆりのき会」、「中学校区学校・家庭・地域連携事業」等を活用し、いじめの問題や学校が抱える課題等を保護者、地域と共有し、連携・共同して取り組む。

・取組の年間計画

| 月 | 取組内容 | |
|----|--|-----------------------------------|
| 4 | 年間計画と重点指導内容等の確認、引継ぎ 新年度の児童の実態把握・情報収集 学校生活の約束の確認 いじめの定義・児童理解研修 | 入学式、学年・学級懇談会等で基本方針説明 地域訪問・個人面談 |
| 5 | 児童の実態の共通理解 <u>いじめ早期発見のための生活アンケート 実施 (記名式)</u> | ゆりのき会 |
| 6 | 児童の実態の共通理解 (個に応じた対応) ネットいじめ等に関する安全教室実施 YP アセスメント① | 学・家・地連 |
| 7 | 横浜子ども会議 (中学校ブロックでの話し合い) 教育相談 児童理解研修 特別支援研修 人権研修 | 個人面談 |
| 8 | 横浜子ども会議 | |
| 9 | 夏季休業明けの学校の状況・児童の実態の共通理解(個に応じた対応) | |
| 10 | 児童の実態の共通理解 (個に応じた対応) | 学級・学年懇談会 |
| 11 | 児童の実態の共通理解 YP アセスメント② | ゆりのき会 |
| 12 | 人権週間の取組について いじめ解決一斉キャンペーン (アンケート・面談) | 個人面談 |
| 1 | 児童の実態の共通理解 (個に応じた対応) | |
| 2 | 児童の実態の共通理解 (個に応じた対応) | ゆりのき会 学・家・地連 学級・学年懇談会 |
| 3 | 年間の振り返り 次年度にむけての引き継ぎ | |
| 年間 | いじめ防止対策委員会 (月1回・随時) | |

5 重大事態への対処

・重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第1号)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第2号)とされている。

・発生の報告

学校は、重大事態が発生した場合(疑いを含む)は、直ちに教育委員会に報告する。

6 いじめの防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う(PDCA サイクル)。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。